平成２８年（フ）第２１１号
青森市大字幸畑字松元79番地29　ハイツ松元台２階
債務者　石岡　昌樹
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２５号
青森市久須志４丁目８番15号
債務者　中川勢津子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
青森市桜川３丁目10番Ｂ－９号
債務者　五日市　節
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
青森県弘前市大字茂森町96番地　201号サニーＡＰ
債務者　吉澤　　治
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１５７号
青森県弘前市大字城東中央５丁目３番地16一戸アパート８号
債務者　葛西　恵美
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２９号
奈良県五條市新町２丁目２番18号
債務者　門脇　衣里
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第２４号
大分県豊後大野市三重町小坂4015番地24
債務者　阿南　政明
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第４５８号
熊本市中央区新町４丁目７番37―1202号　朝日プラザ新町、前住所熊本市北区高平３丁目14番25号　レオパレスオアシス105
債務者　川野　　剛
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３４９号
埼玉県深谷市戸森116番地１　県営深谷戸森団地１－403号
債務者　中野　洋子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３５１号
埼玉県本庄市日の出３丁目８番24号　ワコーレ本庄105
債務者　松本　紫野
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３５２号
埼玉県深谷市下手計731番地11、旧住所埼玉県本庄市今井720番地10　メゾン　ラフレⅡ201号室
債務者　藍澤　隆祐
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６３８号
千葉県柏市光ケ丘４丁目19番14号　レオパレス新柏第19―201号
債務者　常盤　進一
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７５０号
千葉県柏市東中新宿３丁目11番12号　ストレートハウス202号
債務者　川崎　敏彦
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７６９号
千葉県柏市東逆井１丁目16番４号
債務者　川井　赳夫
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３０６号
埼玉県熊谷市大麻生2176番地22、旧住所東京都千代田区富士見２丁目６番４―702号
債務者　原澤健次郎
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２９０号
北海道旭川市東４条11丁目３番９号　コーポたかはし201号室
債務者　藤野　　晋
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部